

7 瀬戸内海的环境保全対策

7.1 閉鎖性海域の水質保全対策について

(1) COD総量削減の推進

- 1) 水質総量削減制度は、人口、産業等が集中し、汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域について、水質環境基準を確保することを目的として、当該海域への汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を改正し導入された。
- 2) これに基づき、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3水域を対象に、化学的酸素要求量（COD）について、昭和54年以来8次にわたり、生活排水、産業排水など全ての汚濁発生源について削減対策を総合的に講じてきており、着実にCODの削減を図ってきた。

(2) 富栄養化防止対策の実施

閉鎖性海域は、赤潮の発生など富栄養化に伴う問題も生じており、平成5年から、窒素・りん的环境基準を設定し、各水域の環境基準の類型指定を図るとともに、窒素・りんについての排水規制を実施するなど着実に対策を講じてきているところである。

(3) 窒素・りんを含めた総量削減の実施

- 1) このように種々の対策を講じているものの、閉鎖性海域の水質汚濁の現状を見ると、依然としてCODの環境基準の達成率は満足できる状況になく、また、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う障害が発生している。
- 2) このような状況において、平成11年1月19日、瀬戸内海環境保全審議会より、「人間活動に起因する負荷の低減を図るため、今後もCOD汚濁発生負荷量の削減を進めるとともに、CODの内部生産や赤潮の原因となるプランクトンの増殖に影響を与える窒素、りんの負荷量削減を総合的に進めることが重要であり、そのための枠組みについて早急に検討し、対応することが必要である。」と答申された。これを受け、平成16年度を目標年度とする第5次総量削減において、CODの一層の削減を図るとともに、新たに窒素及びりんを対象とした総合的な汚濁負荷削減対策を推進した。

(4) 海域の状況に応じた総量削減の実施

- 1) 平成17年5月16日、中央環境審議会より、窒素・りんについては、大阪湾において引き続き削減が必要であるが、それ以外の瀬戸内海では現在の水質を維持することが適切とする「第6次水質総量規制の在り方について」答申がなされた。
- 2) これらを踏まえ、平成21年度を目標年度とする第6次水質総量削減においては、大阪湾ではCOD、窒素、りんの削減を図るための負荷削減等各種施策を、大阪湾を除く瀬戸内海においては海域のCODが悪化しないこと、窒素及びりんについては現状を維持することを目途として各種施策を推進してきた。
- 3) 平成22年3月31日に中央環境審議会より、窒素・りんについて、大阪湾においては今後も水環境改善を進める、大阪湾を除く瀬戸内海では現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じるとされた「第7次水質総量削減の在り方について」答申がなされた。
- 4) これを受け、平成26年度を目標年度とする第7次の総量削減基本方針が平成23年6月15日付けで環境大臣により策定され、同基本方針に基づき、平成24年2月～3月に関係府県で総量削減計画が策定された。
- 5) 平成27年12月7日に中央環境審議会より、窒素・りんについて、大阪湾においては今後も水環境改善を進める、大阪湾を除く瀬戸内海では現在の水質が悪化しないように対策を講じるとされた「第8次水質総量削減の在り方について」答申がなされた。
- 6) これを受け、平成31年度を目標年度とする第8次の総量削減基本方針が平成28年9月30日付けで環境大臣により策定され、同基本方針に基づき、平成29年6月～7月に関係府県で総量削減計画が策定された。

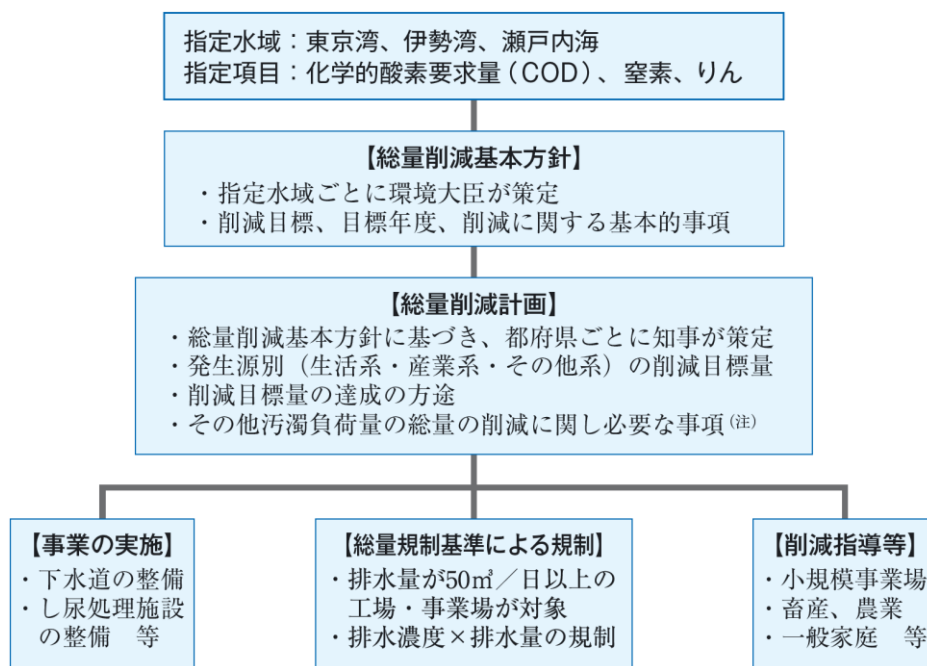
7 瀬戸内海の環境保全対策

- 7) 令和3年3月25日に中央環境審議会より、大阪湾においては湾全体としては現在の水質を維持するための取り組みを継続しつつ、湾奥部の赤潮や貧酸素水塊など問題が発生している海域において、局所ごとの課題に対応することとし、大阪湾を除く瀬戸内海では現在の水質が悪化しないように対策を講じるとされた「第9次水質総量削減の在り方について」答申がなされた。
- 8) これを受け、令和6年度を目標年度とする第9次の総量削減基本方針が令和4年1月24日付けで環境大臣により策定され、同基本方針に基づき、令和4年10月～11月に関係府県で総量削減計画が策定された。

表 7-1 瀬戸内海の総合的水質保全対策の進展状況

COD対策		窒素・りんに係る富栄養化対策	
1971年12月 (昭46)	海域のCODの環境基準の設定		
73年10月 (昭48)	瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく汚濁負荷量の削減 (産業排水に係るCOD汚濁負荷量を3か年で72年当時の1/2程度に削減する)		
79年6月 (昭54)	第1次総量削減基本方針策定 (目標年度84)	1979年7月 (昭54)	第1次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度84)
		85年12月 (昭60)	第2次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度89)
87年1月 (昭62)	第2次総量削減基本方針策定 (目標年度89)	90年12月 (平2)	第3次りん削減指導方針の策定指示 (目標年度94)
91年1月 (平3)	第3次総量削減基本方針策定 (目標年度94)	93年8月 (平5)	海域の窒素・りんの環境基準の設定
		93年10月 (平5)	閉鎖性海域の窒素・りんの排水規制の開始
96年4月 (平8)	第4次総量削減基本方針策定 (目標年度99)	96年3月 (平8)	第4次窒素・りん削減指導方針の策定指示 (目標年度99)
01年12月 (平13)	第5次総量削減基本方針策定 (目標年度04) (COD、窒素、りんが対象。以下も同様)		
06年11月 (平18)	第6次総量削減基本方針策定 (目標年度09)		
11年6月 (平23)	第7次総量削減基本方針策定 (目標年度14)		
16年9月 (平28)	第8次総量削減基本方針策定 (目標年度19)		
22年1月 (令4)	第9次総量削減基本方針策定 (目標年度24)		

7 瀬戸内海的环境保全対策



注) 干潟・藻場の保全・再生、底質改善対策等

図 7-1 水質総量削減制度の概要

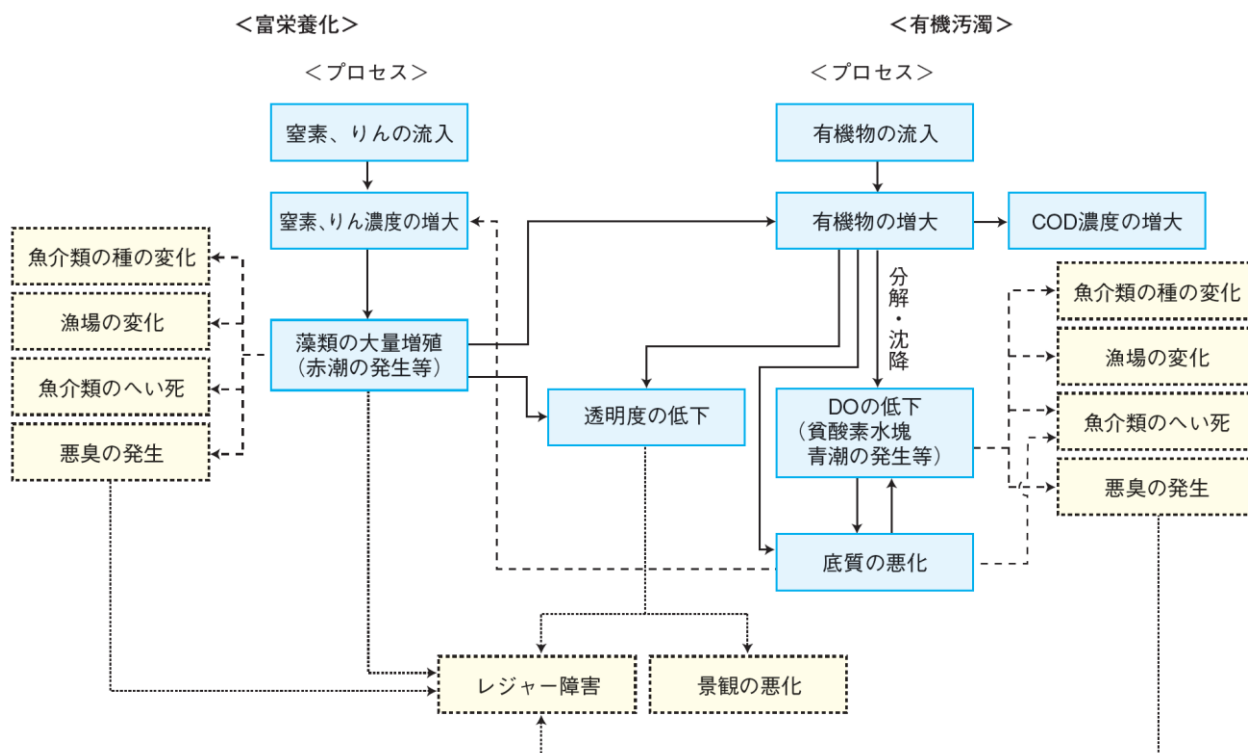


図 7-2 富栄養化と有機汚濁

7 瀬戸内海環境保全対策

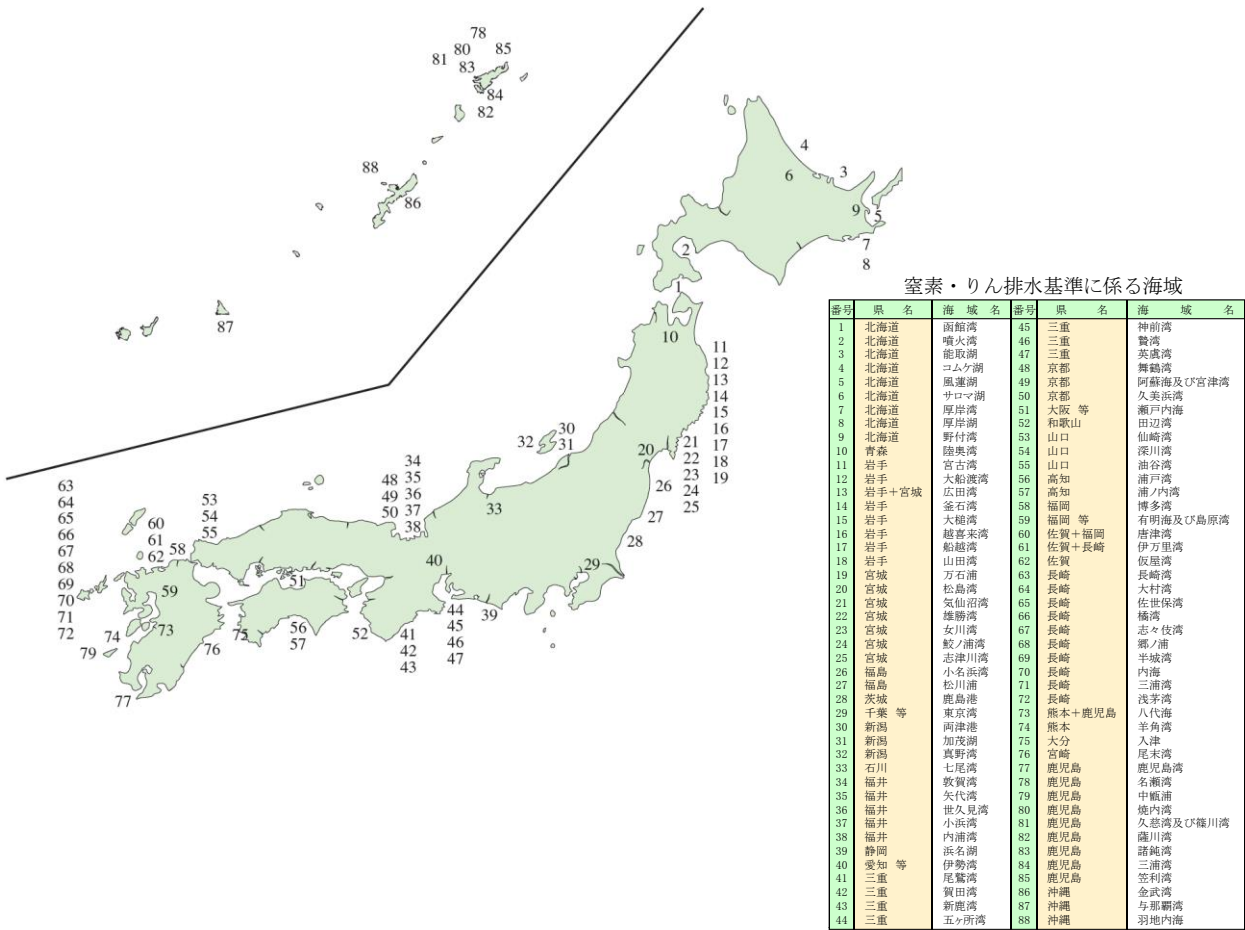


図 7-3 窒素・りん排水規制実施状況図

水質汚濁防止法

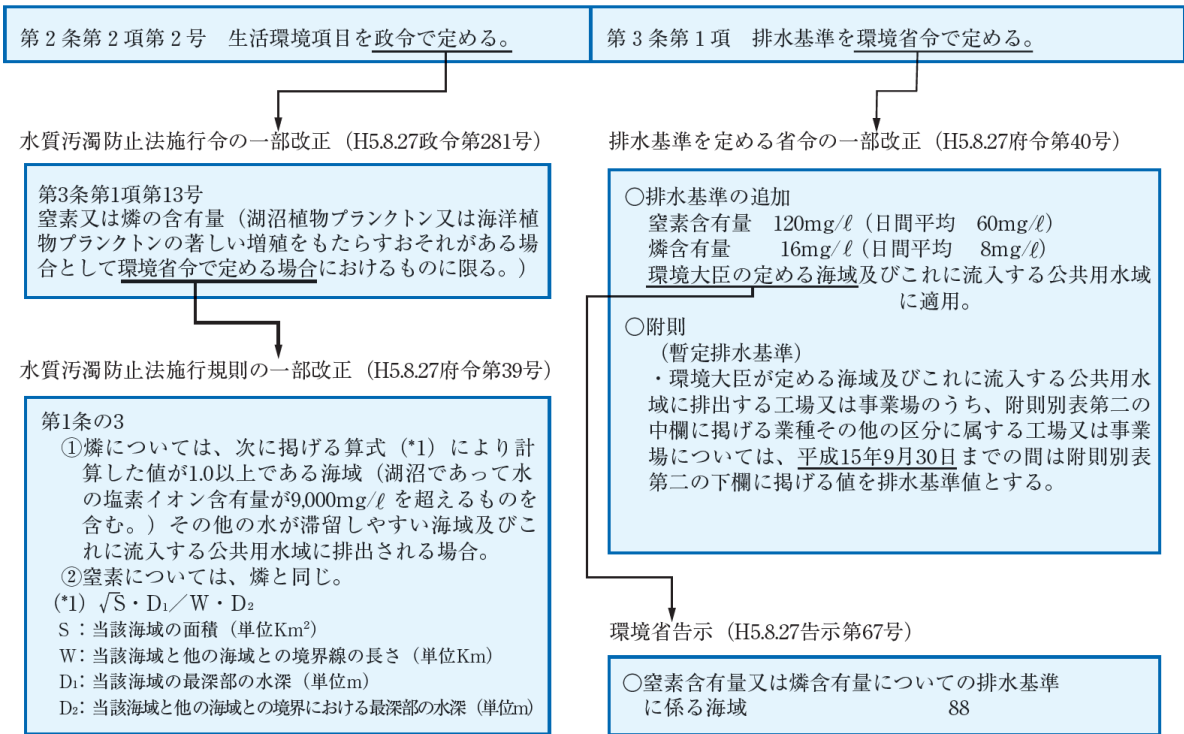


図 7-4 海域に係る窒素・りん排水規制の制度的仕組み

7 瀬戸内海環境保全対策

7.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく対策

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

瀬戸内海の環境保全対策については、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく各種の施策を講じており、その概要は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

（瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48.10.2公布、48.11.2施行）
瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和53.6.13公布、54.6.12施行）
瀬戸内海環境保全特別措置法 最新改正（令和3.6.9公布、4.4.1施行）

○瀬戸内海は、古来よりすぐれた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中した昭和40年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが要請された。このため、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに、平成27年の改正では、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方が明確にされ、令和4年の改正では、気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正、栄養塩類管理制度の創設がなされた。

(1) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（法第3～4条）

政府は瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定し、関係府県知事は第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき府県計画を定めることとされている。これまで、昭和53年に基本計画が策定され、平成27年に変更された。また、昭和56年に定められた府県計画は、平成28年に変更されている。

(2) 特定施設の設置及び変更の許可制度（法第5～10条）

特定施設を設置しようとする者は、府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされている。

(3) 指定物質に係る削減指導（法12条の3）

富栄養化による生活環境に被害を生じるおそれがあるものとして政令で定める物質について、汚濁負荷の削減を図っている。

(4) 生物多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理（法12条の6～12）

栄養塩類管理制度を創設し、関係府県知事が策定する計画（栄養塩類管理計画）に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能としている。

(5) 自然海浜保全対策（法第12条の13、14）

府県が条例に基づき自然海浜保全地区を指定することとされている。（平成29年12月末現在91地区）

(6) 埋立てについての特別の配慮（法13条）

公有水面の埋立ての免許について、府県知事は、第2条の2第1項の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならないものとされている。

(7) その他

- ①下水道及び廃棄物の処理施設の整備等（法第14条）
- ②海難等による油の排出の防止等（法第17条）
- ③環境保全技術開発等の促進（法第18条）
- ④赤潮等による漁業被害者の救済（法第19条）

注）瀬戸内海関係府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県（2府11県）

7 瀬戸内海の環境保全対策

「瀬戸内海環境保全基本計画」の概要

○根拠法令 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

（法律条文） 第 3 条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

○基本計画

昭和53. 4. 21閣議決定、 同年 5. 1 総理府告示第 11 号
平成 6. 7. 5 一部変更閣議決定、 同年 7. 15 総理府告示第 24 号
平成12. 12. 19全部変更閣議決定、 同年 12. 27 総理府告示第 71 号
平成27. 2. 27全部変更閣議決定、 同年 3. 16 環境省告示第 30 号
令和 4. 2. 25 閣議決定・公表

計画の性格：この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。

計画の期間：この計画の期間は概ね 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

I. 計画の目標

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応
- 4 気候変動等への対応

II. 基本的な施策

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
 - (1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
 - (2) 下水道等の整備の促進等
 - (3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
 - (4) 油等による汚染の防止
 - (5) 栄養塩類の管理等
 - (6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
 - (1) 自然海浜等の保全等
 - (2) 海砂利の採取の抑制
 - (3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
 - (4) エコツーリズム等の推進
 - (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
 - (6) 島しょ部の環境の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
 - (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
 - (2) プラスチックごみ対策の推進
 - (3) 循環経済への移行
- 4 気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
 - (1) 監視測定の充実、調査研究等の推進
 - (2) 技術開発の促進等
 - (3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価
- 5 基盤的施策の着実な実施
 - (1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
 - (2) 情報提供、広報の充実
 - (3) 環境教育・環境学習の推進
 - (4) 国内外の閉鎖性海域との連携
 - (5) 国の援助措置

III. 計画の点検

- ・水質及び底質の状態を示す項目、水温等のほか、指標等を用いた状況の把握
- ・具体的な事業や取組事例の把握や、そのアウトカムまでも含めたベストプラクティスの共有

7 瀬戸内海環境保全対策

(2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により、瀬戸内海関係13府県知事は、昭和53年4月に策定された瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月変更）に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和56年7月に府県計画を策定した。

その後、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年5月及び平成28年に一部変更された。

瀬戸内海関係13府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表7-2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表7-2(2)のとおりである。

表7-2 (1) 瀬戸内海関係13府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府 県 名	全市町村数 (A)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数				全市町村に 対する割合 (B/A)
		市	町	村	計(B)	
京 都 府	26	10	7	1	18	69%
大 阪 府	43	33	9	1	43	100%
兵 庫 県	41	27	10	0	37	90%
奈 良 県	39	12	15	6	33	85%
和 歌 山 県	30	6	9	0	15	50%
岡 山 県	27	15	10	2	27	100%
広 島 県	23	13	9	0	22	96%
山 口 県	19	12	5	0	17	89%
徳 島 県	24	8	13	1	22	92%
香 川 県	17	8	9	0	17	100%
愛 媛 県	20	11	6	0	17	85%
福 岡 県	60	3	6	1	10	17%
大 分 県	18	14	3	1	18	100%
計	387	172	111	13	296	76%

出典：各府県調べ（令和6年12月現在）

表7-2 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

湾・灘名	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数			
	市	町	村	計
紀伊水道	22	26	5	53
大阪湾	68	30	4	102
播磨灘	35	21	2	58
備讃瀬戸	18	12	0	30
備後灘	6	2	0	8
燧灘	10	2	0	12
安芸灘	4	1	0	5
広島湾	11	8	0	19
伊予灘	16	8	0	24
周防灘	23	10	2	35
豊後水道	6	2	0	8
響灘	2	0	0	2
計	221	122	13	356

注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和6年12月現在）

7 瀬戸内海の環境保全対策

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条及び第 8 条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和 4 年度は設置の許可 203 件、変更の許可 369 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7-4 に、排出水量の規模別内訳を表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(令和 4 年度)

府県 政令市	第 5 条 第 1 項 の許可	第 8 条 第 1 項 の許可	第 11 条の措置命令			第 7 条 第 2 項 の届出	第 8 条 第 4 項 の届出	第 9 条 の届出	第 10 条 第 3 項 の届出
			第 5 条 に係る もの	第 8 条 に係る もの	計				
京 都 府	1	4					2	17	
大 阪 府	6	13					1	31	3
兵 庫 県	15	42					10	70	7
奈 良 県	1	2						11	
和 歌 山 県	4	5						11	1
岡 山 県	20	19					4	30	5
広 島 県	15	20					1	43	3
山 口 県	12	37					1	53	5
徳 島 県	17	21						19	2
香 川 県	11	19					4	36	2
愛 媛 県	10	19						14	
福 岡 県	2	6						6	
大 分 県	11	4						27	3
府 県 計	125	211					23	368	31
京 都 市								2	
大 阪 市		4						7	1
堺 市		7						26	1
豊 中 市	4								
吹 田 市	2	1						2	
高 槻 市	5	4						2	1
枚 方 市	4	1							
八 尾 市									
寝 屋 川 市									
東 大 阪 市								4	
神 戸 市	4	6						11	
姫 路 市	4	10						20	
尼 崎 市	4	8						7	
明 石 市	1	5						9	
西 宮 市		1						2	1
奈 良 市	1	1						4	
和 歌 山 市	3	3						6	
岡 山 市	3	5					2	17	1
倉 敷 市	10	30					1	44	2
広 島 市		5						5	
呉 市	1	4						4	
福 山 市	1	4						1	1
下 関 市	3	10					1	10	1
徳 島 市	3	9						7	
高 松 市		1						7	
松 山 市	3	13					2	15	
北 九 州 市	9	10				1		41	2
大 分 市	13	16						19	1
政 令 市 計	78	158				1	6	272	12
合 計	203	369				1	29	640	43

- 注) 1. 第 5 条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。
 2. 第 8 条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
 3. 第 7 条第 2 項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
 4. 第 8 条第 4 項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
 5. 第 9 条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
 6. 第 10 条第 3 項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和 4 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 6 年 1 月）

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-4 特定事業場の府県別規模別内訳

(令和 5 年 3 月末現在)

規模別 府県 政令市別	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数					瀬戸内海法上の特定事業場							
	特定事業場 総数	有害物質貯蔵指定事業場				有害物質貯蔵指定事業場 総数	うち有害物質貯蔵指定施設のみ	内訳					
		① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場 数	② うち有害物質使用特定 事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m ³ /日未 満の事業場 数	④ うち有害物質使用特定 事業場 (地下浸透分)			⑤ 第 5 条第 3 項有害物質 使用特定事 業場	総数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場 数	② うち有害物質使用特定 事業場	③ 平均排水量 50m ³ /日未 満の事業場 数	④ うち有害物質使用特定 事業場
京都	3,710	209	16	3,500	157	1	49	3	90	77	18	13	2
大阪	1,494	80		1,341	173	73	71	8	152	142	20	10	1
兵庫	6,792	491	93	6,298	424	3	74	10	259	233	59	26	6
奈良	2,814	211	9	2,603	134		13		216	208	19	8	2
和歌山	2,942	308	16	2,634	103		18	2	70	66	13	4	
岡山	2,742	151		2,576	95	15	43	2	191	175	35	16	2
広島	3,741	289	5	3,449	98	3	34	7	216	190	25	26	5
山口	3,361	201	3	3,111	77	49	66	6	217	217	60		
徳島	3,518	113		3,398	35	7	25	3	169	155	19	14	
香川	2,257	99		2,153	50	5	28	3	173	150	13	23	2
愛媛	3,138	154	1	2,972	56	12	34	6	189	183	32	6	
福岡	3,700	612	48	3,037	70	51	54	5	43	38	3	5	
大分	4,291	246	5	4,029	39	16	15	2	172	169	11	3	1
府県計	44,500	3,164	196	41,101	1,511	235	524	57	2,157	2,003	327	154	21
京都	937	7		809	69	121	23	4	18	16	2	2	
大阪	650	12		63	32	575	74	17	12	12	6		
堺	299	16		256	62	27	43	9	56	55	21	1	
岸和田	193	6		179	38	8	6	1					
豊中	85	2		68	21	15	10	1					
吹田	87	2		58	11	27	10	1	7	6		1	
高槻	109	1		102	16	6	5		8	7	3	1	
枚方	245	34	13	210	24	1	6		12	12	4		
茨木	121	1		109	42	11	4						
八尾	256	4		229	47	23	6	3	2	2	1		
寝屋川	127			118	20	9	2	1	1	1			
東大阪	166	2		86	9	78	7	2	6	6			
神戸	954	38		865	250	51	53	8	45	43	11	2	
姫路	314	34		267	21	13	22	3	56	51	11	5	1
尼崎	119	5		56	7	58	35	6	18	15	9	3	2
明石	48	7		33		8	8		13	13	2		
西宮	154	3		151	30		4	2	10	8	1	2	1
加古川	214	9		203	9	2	9	1					
宝塚	111			111	4		1						
奈良	302	16		282	16	4	2		23	20	2	3	
和歌山	725	60	4	655	26	10	14	3	72	68	8	4	
岡山	910	49		845	47	16	21	4	75	70	16	5	
倉敷	583	16		564	35	3	27	2	95	92	26	3	
広島	945	30		875	56	40	31		32	28	7	4	
呉	586	27		557	38	2	2		13	12	3	1	1
福山	686	22		658	60	6	12	1	45	38	6	7	
下関	589	26		563	3		6		36	34	10	2	
徳島	677	57		613	15	7	8		49	45	8	4	1
高松	1,036	26		1,000	44	10	9		39	34	5	5	1
松山	619	25		585	36	9	5		65	61	8	4	1
北九州	256	8		156	17	92	59	8	45	45	23		
大分	879	47		827	44	5	22	1	48	46	17	2	1
政令市計	13,982	592	17	12,153	1,149	1,237	546	78	901	840	210	61	9
合計	58,482	3,756	213	53,254	2,660	1,472	1,070	135	3,058	2,843	537	215	30

注) 有害物質貯蔵指定事業場は、「有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場」であり、特定施設が設置されている事業場も含む。

出典：「令和 4 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和 6 年 1 月)

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-5 特定事業場の排水水量規模別内訳

(令和5年3月末現在)

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排水水量規模				水質汚濁防止法第5条第3項(②、④)以外の有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場(うち有害物質貯蔵指定施設のみ)	
		① 1日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場数	② うち有害物質使用特定事業場	③ 1日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場数	④ うち有害物質使用特定事業場			
令和5年3月末現在(A)		254,814 (5)	29,910	3,494 (2)	221,153	10,257 (3)	3,751	3,917 (469)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	251,756 (5)	27,067	2,957 (2)	220,938	10,227 (3)	3,751	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,058	2,843	537	215	30		
令和4年3月末現在(B)		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875	3,962 (456)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875	
	瀬戸内海法上の特定事業場	3,045	2,821	527	224	29		
対前年比(A/B)		(99%)	(100%)	(101%)	(99%)	(101%)	(97%)	(99%)
	水質汚濁防止法上の特定事業場	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(101%)	(97%)	
	瀬戸内海法上の特定事業場	(100%)	(101%)	(102%)	(96%)	(103%)		

- 注) 1. 水質汚濁防止法上の特定事業場数は全国を対象としている。
 2. (%)内の数値は全特定事業場に対する構成比である。
 3. 数字下の()内の数値は特定地下浸透水の浸透に係わるもので内数である。
 4. 水質汚濁防止法第5条3項の有害物質使用特定事業場、及び、有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年6月から新たに規制対象に追加。
 5. 有害物質貯蔵指定施設のみ事業場には、瀬戸内海法上の特定事業場に有害物質貯蔵指定施設が設置されている事業場も含まれる。

出典：「令和4年度 水質汚濁防止法等の施行状況」(環境省、令和6年1月)

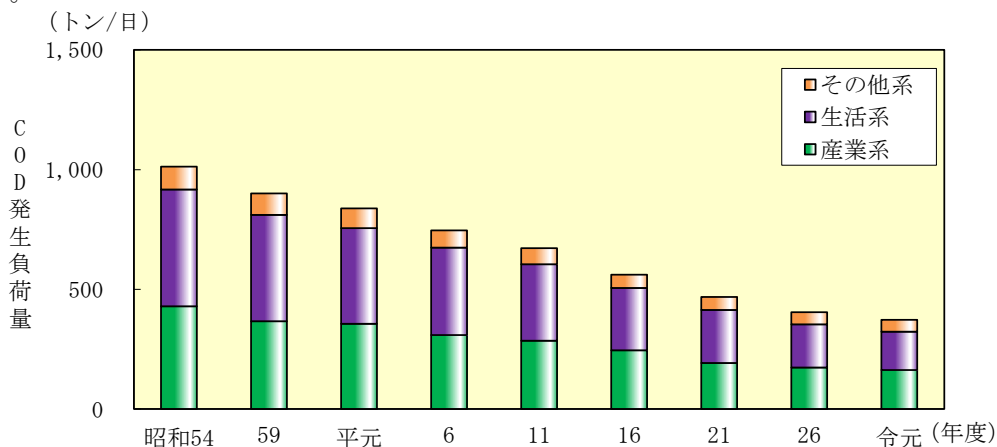
7 瀬戸内海の環境保全対策

(4) 発生負荷量の推移

瀬戸内海における化学的酸素要求量（COD）の発生負荷量は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制が導入された昭和54年度以降減少している。

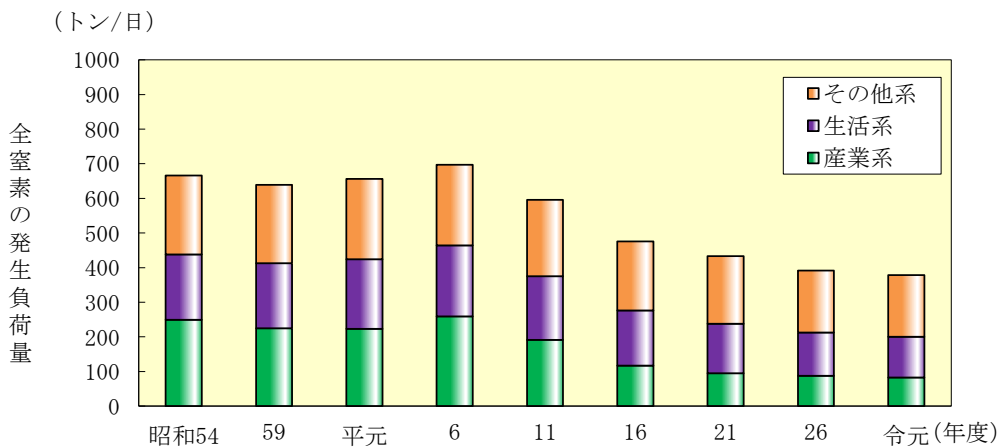
瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移を図7-5に示す。

また、全りんについては昭和54年から、全窒素については平成8年から削減指導が行われ、平成13年から水質汚濁防止法に基づく総量削減が導入されている。窒素及びりんの発生負荷量の推移を図7-6、7-7に示す。



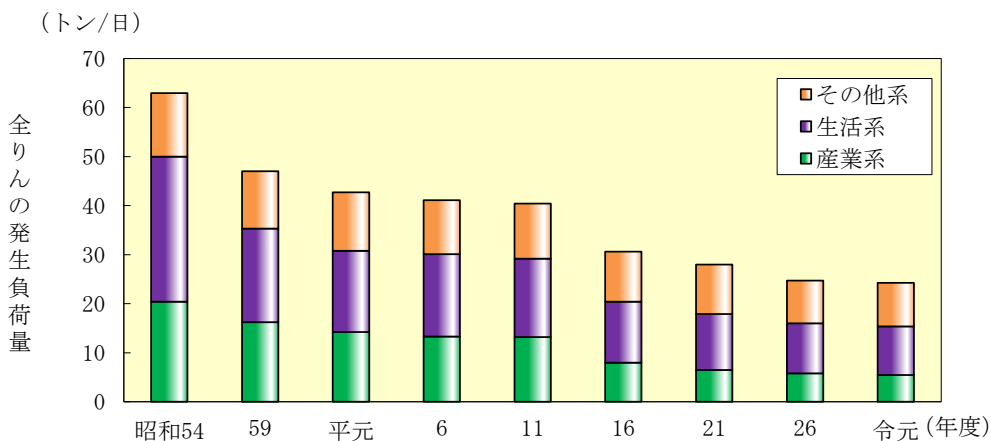
出典：発生負荷量等算定調査（環境省）をもとに作成

図7-5 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-6 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）及び関係府県による推計結果をもとに作成

図7-7 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移

7 瀬戸内海的环境保全対策

(5) 自然海浜保全地区制度

瀬戸内海においては、各種の開発等により自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題である。このため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の7によって関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

- ① 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
- ② 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について、自然海浜保全地区として指定できる旨規定された。

自然海浜保全地区では、工作物の新築等に関して届出制が採用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られている。

これを受けて関係府県のうち11府県において条例が制定され、令和6年12月末までに91地区の自然海浜保全地区が指定されている。保全地区の位置を図7-8に示す。

表7-6 自然海浜保全地区内における行為の届出・通知件数（行為の種類別）

府 県 名	行 為 の 種 類						備 考
	工作物の 新 築	土地の形 の 変 更	鉱物の掘採	土石の採取	その他	計	
大 阪	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
兵 庫	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
和 歌 山	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
岡 山	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
広 島	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
山 口	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
徳 島	—	—	—	—	—	—	地区指定なし
香 川	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
愛 媛	2	0	0	0	0	2	勧告・助言なし
福 岡	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
大 分	0	0	0	0	0	0	勧告・助言なし
計	2	0	0	0	0	2	

注) 令和6年1月～令和6年12月末まで
出典：環境省調べ

我が国における海洋保護区の設定のあり方（第8回総合海洋政策本部会合了承）

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成20年3月閣議決定）においても、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進することとされている。我が国の海洋保護区は「生物多様性保全戦略」において以下のとおり定義されている。

『海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域』

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区についても我が国における海洋保護区の一つとして整理されている。

7 瀬戸内海的环境保全対策

表 7-7 自然海浜保全地区の指定状況

府県名	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県
事例名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例
公布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日
施行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日
指定年月日及び地区名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・銚島 昭和58年3月22日 ・沙美東 ・前泊 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾
計	2	3	—	8	19	8
府県名	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	
事例名	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例	
公布	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日	
施行	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日	
指定年月日及び地区名	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨ノ越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・柚ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越	
計	—	23	23	3	2	

出典：環境省調べ（令和6年12月末現在）

7 瀬戸内海環境保全対策

7.3 下水道等の整備

瀬戸内海関係 13 府県における下水道の処理人口普及率は昭和 50 年度末で 28%（全国の同普及率 23%）、令和 4 年度末で 81%（全国 80%）となっている。また、し尿の瀬戸内海への投入が禁止されて以来、し尿処理施設の設置が進められてきた。

① 水道の整備

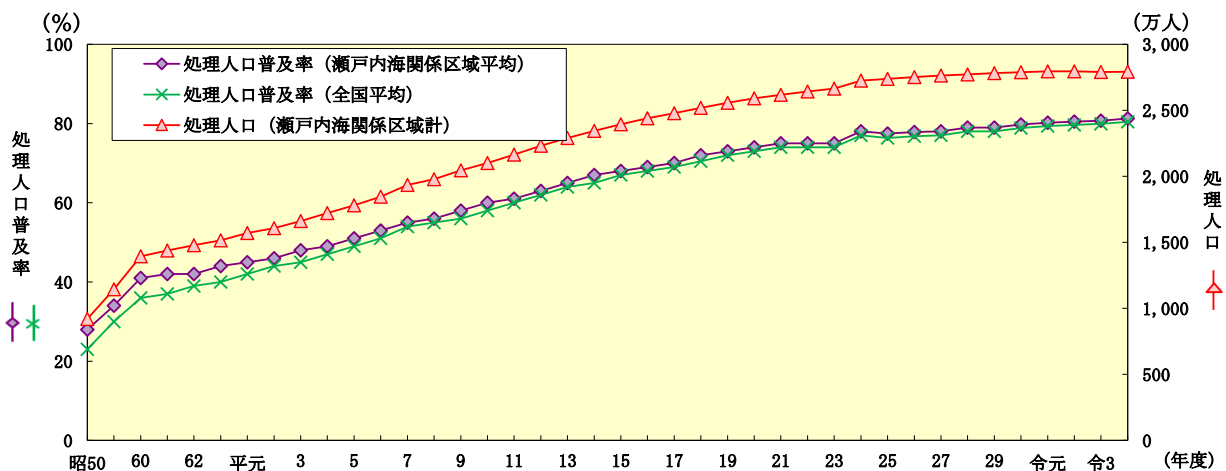
下水道の整備を処理人口で見ると、昭和 50 年度末で 13 府県全体の処理人口は 920 万人であったが、令和 4 年度末には 2,792 万人となった。下水道の処理人口普及率及び処理人口の推移を表 7-8 及び図 7-9 に、下水道整備計画を表 7-9 に、関係府県別下水道整備状況を表 7-10 に示す。

表 7-8 関係 13 府県の下水道普及率

年 度	瀬戸内海関係13府県			全国
	総 人 口 (万人)	処 理 人 口 (万人)	処 理 人 口 普 及 率 (%)	全国処理人口普及率 (%)
昭和50	3,252	920	28	23
55	3,360	1,144	34	30
60	3,440	1,394	41	36
平成 2	3,470	1,608	46	44
7	3,500	1,934	55	54
12	3,521	2,231	63	62
17	3,520	2,478	70	69
22	3,504	2,642	75	74
23	3,498	2,664	76	75 ^{注2)}
24	3,492	2,725	78	77
25	3,535	2,738	77	76
26	3,535	2,751	78	77
27	3,525	2,763	78	77
28	3,515	2,772	79	78
29	3,507	2,782	79	78
30	3,497	2,789	80	79
令和 元	3,485	2,796	80	79
2	3,473	2,796	81	80
3	3,458	2,790	81	80
4	3,435	2,792	81	80

注) 1. 関係13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 2. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない22市町村を除いたもの。

出典：人口：「全国市町村要覧」（市町村要覧編集委員会編）による
 処理人口：昭和60年度以前 「建設白書」
 平成2～13年度 国土交通省（旧 建設省）調べ
 平成14年度以降 「下水道統計」（社）日本下水道協会



注) 1. 瀬戸内海関係13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 2. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない22市町村を除いたもの。

出典：人口：「全国市町村要覧」（市町村要覧編集委員会編）による
 処理人口：昭和60年度以前 「建設白書」
 平成2～13年度 国土交通省（旧 建設省）調べ
 平成14年度以降 「下水道統計」（社）日本下水道協会

図 7-9 下水道の処理人口普及率及び処理人口の推移

表 7-9(1) 下水道整備計画

(1) 下水道整備五箇年計画

(単位：百万円)

区 分	第1次計画 (昭和38-42年度)	第2次計画 (42-46年度)	第3次計画 (46-50年度)	第4次計画 (51-55年度)	第5次計画 (56-60年度)	第6次計画 (61-平成2年度)	第7次計画 (3-7年度)	第8次計画 (8-14年度)
公共下水道総事業費	396,000	780,000	2,030,000	5,455,000	8,391,000	7,720,000	10,890,000	14,120,000
流域下水道総事業費	-	60,000	360,000	1,250,000	2,230,000	1,760,000	2,560,000	3,400,000
都市下水道総事業費	31,000	50,000	80,000	270,000	460,000	300,000	300,000	230,000
特定公共下水道総事業費	13,000	10,000	30,000	61,000	27,000	20,000	30,000	30,000
特定環境保全 公共下水道総事業費	-	-	-	64,000	102,000	180,000	750,000	2,220,000
計	440,000	900,000	2,500,000	7,100,000	11,210,000	9,980,000	14,530,000	20,000,000
予 備 費	-	30,000	100,000	400,000	590,000 (調整費)	2,220,000 (調整費)	1,970,000 (調整費)	3,700,000 (調整費)
総 計	440,000	930,000	2,600,000	7,500,000	11,800,000	12,200,000	16,500,000	23,700,000
対 前 次 伸 率	-	2.11	2.80	2.88	1.57	1.03	1.35	1.44

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-9 (2) 下水道整備計画

(2) 社会資本整備重点計画

区 分	指 標 ^{注)}
第1次計画 (H15-19年度)	汚水処理人口普及率 76% (H14) →86% (H19) 下水道処理人口普及率 65% (H14) →72% (H19) 床上浸水を緊急に解消すべき戸数 約9万戸 (H14) →約6万戸 (H19) 下水道による都市浸水対策達成率 51% (H14) →54% (H19) 下水道汚泥リサイクル率 60% (H14) →68% (H19) 環境基準達成のための高度処理人口普及率 11% (H14) →17% (H19) 合流式下水道普及率 15% (H14) →40% (H19)
第2次計画 (H20-24年度)	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数 約14.8万戸 (H19) →約7.3万戸 (H24) 下水道による都市浸水対策達成率 約48% (H19) →約55% (H24) (重点地区) 約20% (H19) →約60% (H24) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (内水) 内水 約6% (H19) →100% (H24) 浸水時に人命被害が生じるおそれのある地下街等における浸水被害軽減対策実施率 約65% (H19) →約93% (H24) 防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率 約27% (H19) →約56% (H24) 合流式下水道改 約25% (H19) →約63% (H24) 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率 河川：約71% (H19) →約75% (H24) 湖沼：約55% (H19) →約59% (H24) 三大湾：約71% (H19) →約74% (H24) 良好な水環境創出のための高度処理実施率 約25% (H19) →約30% (H24) 下水道バイオマスリサイクル率 約23% (H18) → 約39% (H24) 下水道に係る温室効果ガス排出削減 約216万 t-CO ₂ 汚水処理人口普及率 約84% (H19) →約93% (H24) 下水道処理人口普及率 約72% (H19) →約78% (H24) 下水道施設の長寿命化計画策定率 0% (H19) →100% (H24)
第3次計画 (H24-28年度)	地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率 約34% (H23年度末) →約70% (H28年度末) 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸 (H23年度末) →約4.1万戸 (約3割解消) (H28年度末) 下水道による都市浸水対策達成率 約53% (H23年度末) →約60% (H28年度末) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 内水：約15% (H23年度末) →約100% (H28年度末) 下水道津波BCP策定率 約6% (H23年度末) →約100% (H28年度末) 下水汚泥エネルギー化率 約13% (H22年度末) →約29% (H28年度末) 下水道に係る温室効果ガス排出削減 約129万t-CO ₂ /年 (H21年度末) →約246万t-CO ₂ /年 (H28年度末) 汚水処理人口普及率 約87% (H22年度末) →約95% (H28年度末) 良好な水環境創出のための高度処理実施率 約33% (H23年度末) →約43% (H28年度末) 下水道施設の長寿命化計画策定率 約51% (H23年度末) →約100% (H28年度末)

注) 計画内容を「事業費」から「達成される成果」に変更した。

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-9 (3) 下水道整備計画

区 分	指 標 ^{注)}
<p>第 4 次計画 (H27-R2年度)</p>	<p>点検実施率 下水道事業分野で計画期間中100%の実施を目指す 下水道施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 — (H26) →100% (H32) 維持管理・更新等に係るコストの算定率 — (H26) →100% (H32) 維持管理に関する研修を受けた職員のいる団体 約50団体 (H26) →約1,500団体 (H32) 基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合 下水道事業分野で計画期間中100%を目指す 災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 管渠：約46% (H26) →約60% (H32) 下水処理場：約32% (H26) →約40% (H32) 下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) →約62% (H32) ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 約130地区 (H26) →約200地区 (H32) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率 約2% (H26) →100% (H32) 良好な水環境創出のための高度処理実施率 約41% (H25) →約60% (H32) 汚水処理人口普及率 約89% (H25) →約96% (H32) 下水汚泥エネルギー化率 約15% (H25) →約30% (H32) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量 約168万t-CO₂ (H24) →約316万t-CO₂ (H32)</p>
<p>第 5 次計画 (R3-7年度)</p>	<p>下水道による都市浸水対策達成率 約60% (R1) →約64% (R7) ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 約170地区 (R1) →約200地区 (R7) 水害時における下水処理場等の機能確保率 — (R1) →100% (R8) 災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 管渠：約52% (R1) →約60% (R7) 下水処理場：約37% (R1) →約42% (R7) ポンプ場：約31% (R1) →約38% (R7) 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 — (R1) →100% (R7) 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数（河川/ダム/砂防/下水道） 4,832人 (R1) →9,900人 (R7) 適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体数 約100団体 (R2) →約1,400団体 (R7) 管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合 36% (R2) →100% (R7) 汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 — (R1) →300箇所 (R7) 下水道分野における温室効果ガス排出削減量 約210万t-CO₂ (H29) →約352万t-CO₂ (R7) 下水道バイオマスリサイクル率 33.8% (R1) →45% (R7) 汚水処理人口普及率 91.7% (R1) →95% (R8) 良好な水環境創出のための高度処理実施率 56.3% (R1) →65% (R7)</p>

注) 計画内容を「事業費」から「達成される成果」に変更した。

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-10 関係府県別下水道整備状況

年度	昭和50年		55年		60年		平成2年		7年		12年		17年		22年		27年		令和2年		3年		4年	
	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数	普及率 (%)	事業実施 都市数
全国	497	22.8	740	30	871	36	1,312	44	1,914	54	2,220	62	1,496	69	1,425	74	1,428	77	1,422	80	1,415	80	1,415	80
京都	8	32.8	11	39	18	49	25	62	37	72	37	81	24	87	23	91	23	93	23	94	23	94	23	95
大阪	31	51.3	33	57	33	62	42	65	44	73	44	83	43	89	43	93	43	95	43	96	43	96	43	96
兵庫	16	37.5	25	44	31	49	47	61	83	70	82	82	40	89	41	91	41	92	41	93	41	93	41	93
奈良	12	11.0	16	16	23	22	28	34	34	49	34	59	30	68	30	74	30	78	30	81	30	81	30	82
和歌山	3	1.7	3	2	6	2	9	4	14	8	19	10	19	14	19	20	19	25	19	28	19	28	19	29
岡山	9	12.0	12	17	17	18	23	22	41	33	54	39	28	50	26	60	26	65	26	69	26	69	26	69
広島	6	15.2	7	22	12	26	29	35	46	47	59	57	22	64	22	69	22	72	22	76	22	76	22	76
山口	13	17.9	17	20	19	25	22	31	32	39	36	47	17	53	17	59	17	64	17	66	17	67	17	68
徳島	1	6.3	2	8	2	8	2	9	6	9	14	11	15	12	13	15	14	17	14	18	14	18	14	19
香川	7	10.3	10	14	12	17	15	18	26	23	26	28	14	37	13	41	13	44	14	46	14	46	14	46
愛媛	9	6.8	9	12	12	19	15	22	22	29	28	36	17	42	17	48	17	52	17	55	17	56	17	56
福岡	13	23.5	13	33	19	42	27	51	40	59	50	64	48	70	46	77	47	80	47	83	47	83	47	84
大分	3	6.4	9	11	10	15	10	20	22	27	26	34	15	40	15	45	15	49	15	52	15	52	15	54
計	131	28.3	167	34	214	41	294	46	447	55	509	63	332	70	325	75	327	78	328	81	328	81	328	81
総人口 (万人)	3,252		3,360		3,440		3,470		3,500		3,521		3,520		3,504		3,525		3,473		3,458		3,435	
処理人口 (万人)	920		1,144		1,394		1,608		1,934		2,231		2,478		2,642		2,763		2,796		2,790		2,792	

注) 1. 普及率は人口に対する処理人口の比
 2. 13府県の数値は瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 3. 4月1日供用開始団体も含めたもの。
 4. 平成23年度の全国の総人口は、東日本大震災等により人口を報告できない22市町村を除いたもの。
 出典：人口：「全国市町村要覧」（市町村要覧編集委員会編）による
 処理人口：昭和60年度以前 「建設白書」
 平成2～13年度 国土交通省（旧建設省）調べ
 平成14年度以降 「下水道統計」（社）日本下水道協会

7 瀬戸内海の環境保全対策

②汚水処理施設の整備等

下水道、農村集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理施設における処理人口の普及状況は、汚水処理人口普及率という指標で表されている。瀬戸内海関係 13 府県における令和 5 年度末の汚水処理人口は 3,162 万人で、処理人口普及率は 93.3%となっている。

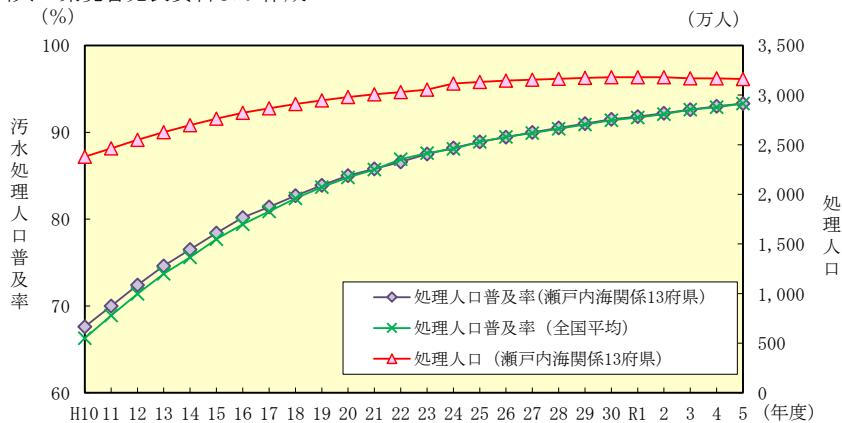
汚水処理人口普及率及び処理人口の推移を表 7-11、図 7-10 に、令和 5 年度末における関係府県の汚水処理状況を表 7-12 に示す。

表 7-11 関係 13 府県の汚水処理人口普及率

年 度	瀬戸内海関係13府県			全 国
	総 人 口 (万人)	処 理 人 口 (万人)	処 理 人 口 普 及 率 (%)	
平成10	3,520	2,378	67.6	66.3
15	3,522	2,762	78.4	77.7
20	3,507	2,980	85.0	84.8
25	3,525	3,132	88.9	88.9
26	3,516	3,145	89.4	89.5
27	3,507	3,156	90.0	89.9
28	3,498	3,165	90.5	90.4
29	3,486	3,173	91.0	90.9
30	3,474	3,179	91.5	91.4
令和元	3,464	3,180	91.8	91.7
2	3,448	3,180	92.2	92.1
3	3,423	3,170	92.6	92.6
4	3,408	3,169	93.0	92.9
5	3,389	3,162	93.3	93.3

注) 平成22年度から令和5年度の全国の数値は、東日本大震災の影響により公表対象外であった県及び市町村を除く値である。

出典：環境省発表資料より作成



注) 平成22年度から令和5年度の全国の数値は、東日本大震災の影響により公表対象外であった県及び市町村を除く値である。

出典：環境省発表資料より作成

図 7-10 関係 13 府県の汚水処理人口普及率の推移

表 7-12 関係府県汚水処理状況 (令和5年度)

府県名	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人) [汚水処理人口普及率 (%)]				
		下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	コミュニティ・プラント	
京 都	2,478	2,447 [98.7]	2,368 [95.6]	37 [1.5]	42 [1.7]	0 [0.0]
大 阪	8,764	8,617 [98.3]	8,492 [96.9]	1 [0.0]	125 [1.4]	0 [0.0]
兵 庫	5,408	5,356 [99.0]	5,094 [94.2]	123 [2.3]	92 [1.7]	48 [0.9]
奈 良	1,310	1,196 [91.3]	1,093 [83.4]	6 [0.5]	96 [7.3]	1 [0.1]
和 歌 山	908	642 [70.7]	274 [30.2]	40 [4.4]	328 [36.1]	0 [0.0]
岡 山	1,842	1,640 [89.0]	1,299 [70.5]	33 [1.8]	308 [16.7]	0 [0.0]
広 島	2,737	2,483 [90.7]	2,122 [77.5]	48 [1.8]	312 [11.4]	1 [0.0]
山 口	1,301	1,171 [90.0]	903 [69.4]	57 [4.4]	210 [16.1]	0 [0.0]
徳 島	705	483 [68.5]	138 [19.6]	19 [2.7]	323 [45.8]	3 [0.4]
香 川	944	774 [82.0]	445 [47.1]	14 [1.5]	314 [33.3]	0 [0.0]
愛 媛	1,305	1,093 [83.8]	754 [57.8]	36 [2.8]	301 [23.1]	1 [0.1]
福 岡	5,081	4,806 [94.6]	4,285 [84.3]	50 [1.0]	465 [9.2]	6 [0.1]
大 分	1,106	916 [82.8]	617 [55.8]	29 [2.6]	269 [24.3]	1 [0.1]
13府県計	33,889	31,624 [93.3]	27,884 [82.3]	493 [1.5]	3,185 [9.4]	61 [0.2]
全 国	124,483	116,114 [93.3]	101,279 [81.4]	2,938 [2.4]	11,772 [9.5]	154 [0.1]

注) 1. 総人口、整備人口は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

2. 整備人口が0人の場合は、処理人口及び普及率を「-」で表示した。

3. 全国の数値は、東日本大震災の影響により公表対象外であった福島県の一部の市町村を除く値である。

出典：環境省発表資料より作成

7 瀬戸内海の環境保全対策

③ し尿処理施設の整備

し尿処理の状況を表 7-13 に、し尿処理施設の整備状況を表 7-14 に示す。

表 7-13 し尿処理の状況（令和4年度府県別）

（単位：人口=千人、量=千kl/年）

区分 府県名	総人口	水洗化人口						くみ取りし尿量								
		下水道	共道	コミュニティ プラント	集落排水 施設等	浄化槽 人口	合計	計画処理量							自家 処理量	合計
								し尿処理 施設	ごみ堆肥 化施設	メタン 化施設	下水 道投入	農地還元	その他	小計		
全 国	125,634	97,436		172	2,370	20,755	120,734	17,618	21	115	1,629	20	73	19,476	31	19,507
京 都	2,565	2,380		0	21	95	2,496	115	0	0	63	0	0	179	1	180
大 阪	8,811	8,329		0	1	384	8,713	320	0	0	108	0	0	428	0	428
兵 庫	5,462	5,062		46	120	158	5,387	180	0	0	98	0	0	277	0	277
奈 良	1,326	1,020		4	5	247	1,276	207	0	0	2	0	0	209	0	210
和 歌 山	926	213		0	21	555	789	497	0	0	0	0	0	497	0	497
岡 山	1,867	1,193		0	32	467	1,693	524	0	0	35	0	0	559	1	560
広 島	2,775	2,064		1	42	472	2,579	521	0	0	72	0	0	593	2	595
山 口	1,329	868		0	52	321	1,241	360	1	0	51	0	1	412	3	415
徳 島	719	124		5	18	529	675	263	0	0	21	0	0	283	2	285
香 川	958	400		0	11	487	898	169	0	0	5	0	0	174	0	174
愛 媛	1,330	706		1	34	487	1,228	320	0	0	30	0	1	351	0	351
福 岡	5,156	4,193		8	30	588	4,819	921	0	49	91	0	0	1,061	1	1,062
大 分	1,124	550		1	18	462	1,030	405	0	0	0	0	0	405	9	415
13府県計	34,348	27,103		66	405	5,252	32,826	4,801	1	49	575	0	2	5,429	20	5,449

注) 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外を含めたもの。

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（環境省、令和6年3月）

表 7-14 し尿処理施設の整備状況（令和4年度府県別）

（能力：kl/日）

区分 府県名	嫌気性処理		好気性処理		標準脱窒素処理		高負荷脱窒素処理		膜分離処理		その他		合計	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
全 国	18	930	51	4,245	189	19,660	137	12,147	30	1,910	432	44,577	857	83,470
京 都	0	0	2	101	2	106	1	34	1	94	7	2,412	13	2,747
大 阪	0	0	0	0	4	451	3	482	0	0	10	1,152	17	2,085
兵 庫	0	0	1	45	3	190	3	73	1	44	15	1,029	23	1,381
奈 良	0	0	1	3	2	90	3	112	1	6	8	698	15	909
和 歌 山	0	0	0	0	5	504	2	521	1	131	5	481	13	1,637
岡 山	0	0	0	0	4	350	2	143	0	0	14	1,690	20	2,183
広 島	1	60	3	152	6	627	2	233	2	197	14	1,047	28	2,316
山 口	0	0	0	0	5	528	3	93	0	0	8	1,025	16	1,646
徳 島	0	0	2	140	5	417	2	45	0	0	7	416	16	1,018
香 川	0	0	0	0	1	174	2	135	1	2	5	537	9	848
愛 媛	0	0	0	0	3	212	2	68	1	25	6	838	12	1,143
福 岡	1	120	3	84	7	1,268	6	968	0	0	13	1,258	30	3,697
大 分	0	0	0	0	6	279	2	140	0	0	10	1,026	18	1,445
13府県計	2	180	12	525	53	5,196	33	3,047	8	499	122	13,609	230	23,055

注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外を含めたもの。

2. 令和4年度内に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

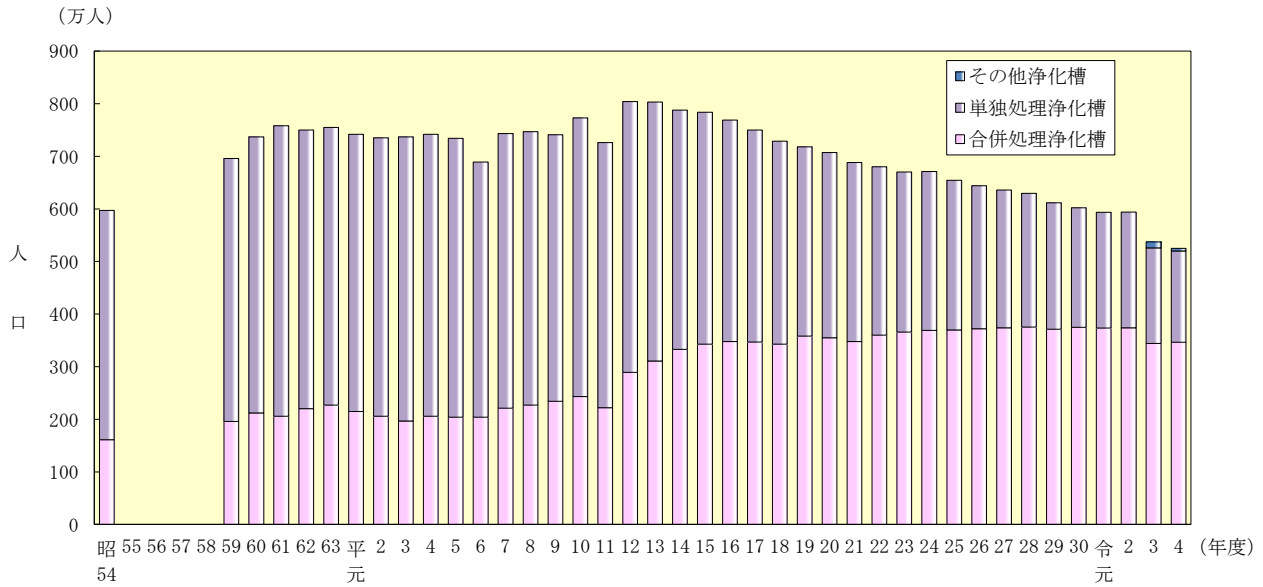
出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（環境省、令和6年3月）

7 瀬戸内海的环境保全対策

④浄化槽の整備等

各種の浄化槽指導要領等に基づき合併処理浄化槽の設置を指導するとともに、高度処理の導入の指導を行った府県もみられた。また、汚泥の引き抜き等の維持管理の徹底指導が実施された。

関係 13 府県の浄化槽人口及び合併浄化槽人口の推移を図 7-11 に示す。



- 注) 1. 令和2年度以前は浄化槽人口に集落排水施設等人口が含まれる。
 2. 令和3年度以降は出典の公表区分に合わせて「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「その他の浄化槽」を示す。

出典：平成11年度までは各府県報告、平成12年度以降は「日本の廃棄物処理」（環境省）より作成

図 7-11 関係 13 府県の浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移

7 瀬戸内海の環境保全対策

7.4 ごみ処理・廃油処理施設の整備等

(1) ごみ処理施設の整備等

令和4年度における1人1日当たりのごみ排出量は全国平均で880g/人・日、瀬戸内海関係13府県の平均では887g/人・日となっている。また、ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化が図られているが、ごみ処理量のうち焼却処理等されたものの割合を示す減量処理率は、全国、瀬戸内海関係13府県ともに99%と同じ割合となっている。これらごみ処理の状況を表7-15に、最終処分場の整備状況を表7-16に示す。

表7-15 ごみ処理の状況（令和4年度府県別）

(単位：人口=千人、量=千トン)

区分 府県名	総人口	計画 人口	ごみ総排出量				1人1日 当たりの 総排出量 (g/人・日)	自家 処理量	ごみ処理量														減 量 処 理 率 (%)	中 間 処 理 後 再 生 利 用 量	リ サ イ ク ル 率 (%)
			計 取 集 量	直 接 搬 入 量	集 団 回 収 量	合 計			直 接 焼 却	直 接 最 終 処 分	焼却以外の中間処理量								直 接 資 源 化 量	合 計					
											粗 み 施 設	大 処 理 施 設	ご 堆 肥 施 設	み か び 施 設	ご 材 質 施 設	メ タ ン 化 施 設	ご 燃 料 施 設	み か び 施 設			資 源 等 を 施 す	化 行 を 施 す			
全 国	125,634	125,628	35,164	3,665	1,515	40,344	880	6	31,139	338	1,729	173	9	136	491	2,937	66	1,880	38,898	99.1	4,511	19.6			
京 都	2,565	2,565	599	77	46	721	770	0	540	8	40	0	0	19	8	55	2	5	676	98.9	56	14.7			
大 阪	8,811	8,811	2,592	151	148	2,892	899	0	2,435	1	111	0	0	0	0	150	0	52	2,749	100.0	177	13.0			
兵 庫	5,462	5,462	1,496	158	90	1,743	875	0	1,393	15	87	13	0	6	4	82	1	56	1,659	99.1	120	15.2			
奈 良	1,326	1,326	350	39	28	417	861	0	333	1	21	1	0	0	0	21	1	15	392	99.7	24	15.7			
和 歌 山	926	926	258	46	6	310	918	0	254	2	5	0	0	0	0	34	6	4	305	99.3	28	12.4			
岡 山	1,867	1,867	517	73	22	612	899	0	527	3	20	1	0	0	0	22	2	16	591	99.5	106	23.5			
広 島	2,775	2,775	787	75	13	874	863	0	602	12	47	0	0	0	89	100	1	15	866	98.6	153	20.5			
山 口	1,329	1,329	351	110	7	468	965	0	360	6	20	0	0	6	6	39	0	23	460	98.7	76	22.7			
徳 島	719	719	229	13	5	247	941	1	190	1	21	0	0	0	1	16	0	13	243	99.8	22	16.2			
香 川	958	958	279	15	2	295	844	0	219	3	11	1	0	0	11	38	0	10	294	98.9	46	19.3			
愛 媛	1,330	1,330	349	71	7	427	880	0	336	7	23	2	0	0	0	37	4	11	420	98.4	50	16.0			
福 岡	5,156	5,154	1,324	347	57	1,728	918	1	1,270	17	63	1	0	3	118	81	0	118	1,671	99.0	202	21.8			
大 分	1,124	1,124	337	44	3	385	937	0	315	3	10	0	0	3	0	43	0	9	383	99.3	58	18.3			
13府県計	34,348	34,345	9,468	1,220	432	11,120	887	1	8,776	79	479	18	0	37	239	717	16	347	10,709	99.3	1,117	17.0			

- 注) 1. 13府県の数値は、瀬戸内海地域以外も含めたもの。
 2. 総人口=計画収集人口+自家処理人口
 3. 集団回収量とは市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量をいい、「ごみ総排出量」に含めている。
 4. 減量処理率(%)=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100
 リサイクル率(%)=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
 5. 全国の数値は、大規模災害による廃棄物を除く値である。
 6. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（環境省、令和6年3月）

7 瀬戸内海の環境保全対策

表 7-16 最終処分場の整備状況（令和4年度府県別）

府県名	最終処分場数					埋立面積（千m ² ）					全体容量 （千m ³ ）	残余容量 （千m ³ ）
	山間	海面	水面	平地	計	山間	海面	水面	平地	計		
全 国	1,119	23	8	407	1,557	25,485	6,156	133	9,973	41,746	466,674	96,663
京 都	31	0	0	1	32	739	0	0	38	777	9,213	3,713
大 阪	6	1	0	4	11	223	641	0	72	936	14,129	1,618
兵 庫	30	1	0	5	36	1,793	14	0	182	1,989	35,859	11,000
奈 良	9	0	0	1	10	195	0	0	27	222	2,104	608
和 歌 山	14	0	0	0	14	200	0	0	0	200	1,497	503
岡 山	33	0	0	10	43	611	0	0	248	860	5,667	922
広 島	22	0	0	4	26	458	0	0	292	750	8,216	1,272
山 口	30	5	3	5	43	282	240	74	132	729	5,495	1,098
徳 島	11	1	0	7	19	58	20	0	114	192	1,226	62
香 川	17	0	0	2	19	381	0	0	110	492	3,616	463
愛 媛	24	1	0	1	26	454	24	0	2	480	4,051	1,168
福 岡	25	1	0	8	34	772	574	0	50	1,396	17,858	4,754
大 分	13	0	0	2	15	535	0	0	65	601	5,739	856
13 府 県 計	265	10	3	50	328	6,701	1,513	74	1,332	9,624	114,670	28,037

注) 1. 令和3年度内に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

2. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版」（環境省、令和6年3月）

(2) 廃油処理施設等の整備

船舶から発生する廃油を処理する廃油処理施設は、令和6年3月現在、1府10県、42ヶ所に整備されている。また、平成21年1月現在、油回収船11隻、ごみ清掃船21隻、ごみ兼油回収船4隻が配置されている。これらを表7-17に示す。

表 7-17 瀬戸内海における廃油処理施設等整備状況

区 分	廃油処理施設 （箇所）	油回収船 （隻）	ごみ清掃船 （隻）	ごみ兼油回収船 （隻）
国土交通省	-	0	8	3
海上保安庁	-	0	0	0
海上自衛隊	1	-	-	-
府 県	0	0	7	1
市 町 村	0	1	6	0
民 間 等	41	10	0	0
合 計	42	11	21	4

出典：廃油処理施設：環境省提供情報

油回収船、ごみ清掃船、ごみ兼油回収船：「現有作業船一覧」（社）日本作業船協会、平成21年）